

岩田佳久コメントへのリプライ

小幡 道昭

2023年11月5日

リプライ：総論

- 「評者の立場は「銀行の仕組みを抽象化した信用貨幣論」なのでコメントにはバイアスがある」と明言されているとおり、まさにこの立場の違いが問題の根本でした。
- 『資本論』にならい、原論冒頭の貨幣は「金貨幣」だと限定せず、「信用貨幣」も対等な資格で貨幣だといえるような貨幣論を構築しようというネライは、私も岩田さんと共有しているのですが、貨幣論のレベルでは「信用貨幣」を、**もう一段、抽象化**する必要があるというのが本日の報告の眼目です。
- 最近では、このため、機構論レベルの銀行信用をダイレクトに移植しようとする傾向があるのですが、私は「商品→貨幣」の領域では、前提とできる命題がかぎられており、**手駒のない状況でいきなり王手は無理筋**じゃないかと思っています。
- 「信用貨幣」という用語を「債権型貨幣」に差し替えたワケもここにあります。
- ここで抽象的に規定した「暫定的空白」に、後のコア原論レイアの銀行信用を、変容・多態化の**レイアに上げて、フィードバックする**といった、なにか、もう一工夫できそうな気がします。

リプライ：各論

- ①「従来の方法から転換について」ですが、なぜ、こうしたのか、ひと言でいえば、コア原論の商品貨幣に相応しい**抽象レベルを確保する**ためです。
 - たとえば「拡大された価値形態」を捨てたのは、これが等価物の連鎖がつくりだす構造を破壊するからです。潜在的にはどの商品も、「他の**すべての**商品と等しい」ことを示したいのですが、これができないから、一般的等価物が登場するのです。
 - ところが「拡大された価値形態」というのは、これを個別商品が可能であるとしてしまったいるので、一般的等価物を必要がなくなっているのです。
 - 「拡大された価値形態」の左右の項を入れ替えれば、一般的価値形態になるという『資本論』の説明が、すべての商品が貨幣になるというトートロジーに陥るのは、このた。故に棄却。
 - 他も同様に、価値表現という観点からみて、無意味な規定を見なおしました。
- ②「**蓄蔵手段**について」ですが、今回は、**取引所が存在し即座に相場で販売できる**という要件を重視してみました。瞬時に売れる資産なら、貨幣の蓄蔵機能を分掌できると考えたわけですが、再考の余地ありとします。

リプライ：各論

- ③ 「**債権型貨幣**」の**債権**とは何を受け取る権利?」で「債権といっても、その等価物を引き渡されても困る。そのため、直接型も債権化する圧力を常に受けることになる。」と述べられているのは、おそらく岩田さんがまだ、「受け取る」「引き渡す」という「交換」を想定しているためでしょう。しかし、等価物が担うのは、あくまで内在的価値の「**表現**」で、それを「受け取る」ことではありません。
- 「債権」でむしろ重要なのは、「**種類債権 fungible claim**」に**抽象化**されることです。小麦1トン(P)を貸せば、小麦1トン(Q)に対する「請求権」が発生します。
- ただ、PとQは別物なのです。

the P → a kind of P

- 「貸す」ことで fungible なモノが形成されるわけです。
- モノを等価物とするには、同種性を明示する必要があります。
- 物品型では、この作業をモノを等価物にすることと別におこなう必要があるわけですが、債権型では、「種類債権」をつくることで、同種性が自動的にインプリメントされます。

リプライ：各論

- ④ 「派生貨幣は、結局は代用貨幣であり、「中心貨幣」の違いからは独立では？」という点ですが、「代用」の意味はちょっとわかりかねますが、補助硬貨がそのまま変わらずに、中心貨幣が金鑄貨から不換銀行券に変わるといったことは当然ある、...というより、**そうにしか見えない**でしょう。
ただ、このことは、**中心貨幣からの派生は機能の分掌である**という命題と矛盾するわけではありません。
- ⑤ 「なぜ「紙」という物的性質にこだわり、債権として純化しないのか？」という点ですが、それは、**「債権として純化」すれば「債権型貨幣」になる**からです。逆に「債権型貨幣」の実装の一つの方式が紙製の「中央銀行券」なのです。**別の実装方式**も考えられ、磁気データのかたちをとる可能性も否定できません。